

(メッセ海外通信 2013年4→6月号掲載記事)

## ～政令指定都市と広域市～

下関市総合政策部国際課  
(釜山広域市派遣職員)  
高野 良之

地方自治制度が非常によく似ている日本と韓国ですが、韓国に來られたお客さまから「韓国の広域市というのは、要するに日本の政令指定都市（以下「政令市」という。）と同じようなものだと考えていいのか」という質問をよく受けます。私も「そうです」と答えていましたが、調べてみると違う点がかなり見受けられました。そこで、今回は政令市と韓国の広域市の違いについて簡単に触れてみたいと思います。

まず人口要件についてですが、日本の政令市の場合は、最近指定された岡山市や熊本市を見る限り人口70万人以上というのが実質的な基準となっているのに対し、韓国の広域市の場合は人口100万人以上が基準（法定要件無し）になっており、現在国内に6都市あります。

広域市は道（日本の都道府県に相当）から独立していることも政令市との違いの一つです。これにより従来道庁所在地であった都市が広域市に昇格した場合、道庁所在地をほかの都市に移転させなければならないという問題が発生することになります。初期に移転を完了した水原市（1967年ソウル特別市から移転）や昌原市（1983年釜山直轄市<sup>(\*)</sup>から移転）の人口が現在100万人を超える大都市となっていることから、最近では新道庁を中心とした計画都市を新たに創生することで対応しようとしており、全羅南道及び忠清南道についてはそれぞれ2005年、2012年に移転完了、残る慶尚北道も2014年に移転が完了する予定になっています。



開庁直前の忠清南道新庁舎 周辺がまだ開発途中であることがわかる



新都市計画図 2020年を目途に10万人程度の都市が完成する予定

区の性質についても違いがあります。1988年の地方自治法改正以前は、直轄市も基礎自治体としての性質を有していましたが、行政事務処理量の軽減を図るため、これまで直轄市内に設置されていた区を自治区として独立させ、住民の日常生活に密接な関係を有する事務は区が担当するようになったことにより、直轄市は基礎自治体としての役割を終え、市域全体に関わる行政サービスを処理することになりました。区は基礎自治体としての性質を保有することから、首長や地方議会などの自治制度があり、それぞれ選挙によって選出されます。また1994年の地方自治法改正により広域市の中に基礎自治体である郡を設置することができるようになったことも日本の政令市との違いです。

このほかに、韓国には政令市と同様に市の単なる下部行政単位として位置づけられている区も存在します。一般的に特定市と言われる特別市・広域市・特別自治市を除く人口50万人以上の都市に設置することができる区は一般区として、これは政令市に設置されている区と同様に基礎自治体としての性質を有しないことから、広域市に設置されている自治区とは区別する必要があります。なお、この特定市は、日本の政令市を参考にしたと言われていることから、制度的に政令市に非常に近似しています。

このように見ると、現在の広域市は日本でいう東京都のようなシステムになっていると考えると、最もわかりやすいのではないかと思います。その中にある自治区を特別区、郡を東京都内の市町村に置き換えて整理すると、非常に良く理解することができます。

日本でも本年3月より「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が全面施行され、道府県においても特別区が設置できるようになりました。これにより大都市を抱える日本の道府県においても広域市のようなシステムを採用することが可能となったわけですが、この法律を有効に活用していくために、お隣である韓国の広域市の事例についても研究する価値があるのではないかと思います。

(※) 法令改正により1995年に直轄市から広域市に名称変更